

国立研究開発法人土木研究所寄附金等受入れ取扱要領

独土研達第 1号
平成15年 1月27日

改正達 46号
平成27年 4月 1日

(目的)

第1条 この要領は、国立研究開発法人土木研究所（以下「研究所」という。）への現金、有価証券、物品、土地及び建物等の資産（以下「寄附金等」という。）の寄附の受入れに関する必要な事項を定めることを目的とする。

(受入基準)

第2条 研究所は、寄附金等が次の各号に掲げる基準を満たしているときは、その寄附金を受け入れることができる。

- 一 寄附金等が国立研究開発法人土木研究所法第12条に定める業務のいずれかに資するものであること。
- 二 寄附金等の寄附をしようとする者が研究所に対してその反対給付を求めないことが確認できること。

(寄附金等の申込み)

第3条 寄附金等を研究所に寄附しようとする者（以下「申込者」という。）は、別紙様式による国立研究開発法人土木研究所寄附金等申込書（以下「申込書」という。）を研究所に提出する。

- 2 研究所は、申込書を受理したときは、前条の基準によりその内容を審査し、寄附金等の受入の可否を決定した上で、その旨を申込者に通知する。

(寄附の要請)

第4条 研究所は、第2条の基準を満たすことを条件に、研究所以外の者に対して研究所への寄附金等の寄附を要請することができる。

(適用除外)

第5条 研究所は、次の各号のいずれかに該当するときは、この規程の一部を申込者に対し適用しないことができる。

- 一 寄附金等が国、独立行政法人又は地方公共団体からの寄附である場合
- 二 その他、特別な事情がある場合

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、その他寄附金等の取扱いに関して必要な事項は、研究所の関係者と協議により定めることができる。

附 則

この要領は、平成15年1月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。